

「第4回 長安ロダム改造事業費等監理委員会」 の開催について

～公共事業の執行（適切なコスト管理及び工程管理等）

に際して、第三者の意見を頂きます～

那賀川河川事務所では、長安ロダム改造事業において、適切な事業執行及び総合的なコスト縮減を図ることを目的に、専門家等の第三者からの意見・助言を得るための、「長安ロダム改造事業費等監理委員会」を昨年引き続き開催致します。

日時：平成23年7月19日（火） 10:00～12:00

場所：徳島県庁10階企業局会議室

※当日は、テレビカメラ等による取材は審議入りまでとします。

なお、委員会の審議内容につきましては、事務局より記者クラブに配布する予定です。

平成23年7月14日

国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所

< 問い合わせ先 >

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所

副所長（技術） 高橋 淳二

○開発工務課長 和泉 雅春

※○：主たる問い合わせ先

TEL.0884-22-6461（代表）

第4回 長安口ダム改造事業費等監理委員会

日時：平成23年7月19日（火）

10:00～12:00

場所：徳島県庁10階企業局会議室

【議事次第（案）】

1. 開 会
2. 国土交通省四国地方整備局河川調査官 挨拶
3. 委員の紹介等
4. 長安口ダム事業費等監理委員会規約改正について

5. 議 事
 - (1) 長安口ダム改造事業について
 - (2) コスト縮減の取り組みについて
 - (3) 平成22年度・平成23年度の実施概要について
 - (4) 第3回委員会での主な意見と取り組みについて

6. 閉 会

「長安ロダム改造事業費等監理委員会」規約 (案)

(名称)

第1条 本会の名称を、「長安ロダム改造事業費等監理委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、長安ロダム改造事業における適切な事業執行の観点から、コスト削減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト削減策の具体内容
- 二 事業執行内容

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 5 委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合の委員の追加及び変更は、委員会の承認を得た上で行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成20年 5月15日より施行する。

この規約は、平成22年 9月21日より施行する。

この規約は、平成23年 月 日より施行する（別紙変更）。

第4条第1項の委員（五十音順）

氏名	職業
海野 修司	徳島県 政策監補 兼 県土整備部長
田村 隆雄	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 准教授
中村 昌宏	徳島文理大学 総合政策学部 学部長
武藤 裕則	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授